

「2021 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に対する道からの回答

2021 年度の要請項目と道からの回答	
要請項目	回 答
I. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う要請	
1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう総額3兆円の創設がされている。 北海道は、地域の命と暮らしを守るための地域独自の取り組みを支援するという観点から、コロナ禍に対する生活・就労支援の相談機関・相談員への助成やフードバンク活動への補助（人件費、事務所、倉庫、配送コスト等）など『活用事例集』には紹介されていない取り組みを含め、地域の声を取り入れながら有効に活用すること。	○ 本交付金を活用した具体的な事業計画は、関係各部において、鋭意進めており、ご意見については周知させていただきます。 （経済部労働政策局雇用労政課）
2. 休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策	
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、正社員・非正規労働者を問わず解雇や雇止めが増加している。厚労省の公表（10月2日現在）では、解雇等見込み労働者数は全国で6万3,000人を超え、北海道においても2,400人を超える状況となっている。 北海道は、係る厳しい雇用状況を踏まえ、安易な雇止め等の雇用調整が行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。	○ 道では、感染状況等に応じた警戒ステージを設定し、道民や事業者の皆様と現状の認識を共有しながら取組を進めており、それぞれの段階において、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図ることを基本に、必要な対策を講じることとしています。 ○ こうした中、休業要請を検討せざるを得ない状況に至った場合には、感染状況や医療提供体制への負荷の状況を踏まえるとともに、社会経済への影響も十分考慮し、要請の対象となる地域や業態について早めに情報提供を行いながら、感染症対策として効果的な休業要請となるよう支援策も含め検討してまいります。（経済部経済企画課）
3. 医療および介護機関・従事者への支援	
(1)「医療崩壊」「介護崩壊」を招かないよう、以下の対策を速やかに実施すること。 ① 医療機関ならびに介護事業所におけるクラスター発生を防止するために、PCR検査所・検査従事者の態勢を拡充し、検査を幅広く実施すること。	○ 感染や重症化リスクの高い方の多くいる高齢者施設や医療機関等に対しては、集団感染対策として、積極的な検査が必要と考えており、これらの施設において、集団感染が疑われるような事案が発生

② 医療機関ならびに介護事業所のマスク・防護服・ゴーグル・グローブ等資材確保を継続的に安定供給するための条件整備を図ること。 ③ 訪問介護士等、介護職員への感染予防指導の徹底を図るための措置を講じること。	した場合には、当該施設における入所・入院者や職員について、症状の有無にかかわらず、PCR 検査等を実施しているところです。 ○ 今後も、これらの施設において、発熱等の症状を呈する方がいる場合は、入所・入院者及び職員全員に検査を実施するとともに、感染の状況を踏まえ、検査の対象をさらに拡大するなど、柔軟な対応により、感染の拡大防止を図っていく考えです。 ○ なお、高齢者施設等において、自らが検査の必要性があると判断し、実費で検査した場合については、その経費が国の補助の対象となる制度もありますので、申し添えます。(保健福祉部地域保健課) 【医療機関】 ○ 道では、感染防護具の在庫状況を定期的に把握し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関に対して優先的に配布するとともに、それ以外の医療機関に対しても、国が運用するインターネットを活用したウェブ調査により、在庫がひっ迫している医療機関に個別配布してきたところです。 ○ また、マスク等の感染防護具等が安定的に確保されるよう国に要請してきたところであり、今後とも、流通状況や医療機関の需要動向も把握しながら、感染防護具の備蓄も含め、必要量を確保できるよう取り組んでまいります。 (保健福祉部医務業務課・施設運営指導課) 【社会福祉施設等】 ○ 道では、これまで社会福祉施設等における感染防止対策として、衛生用品を継続的に配布するなどして感染症対策に対する支援を行ってきたところです。 ○ 今後も、社会福祉施設等に対し、適宜、衛生用品を配布するほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合に、感染防護具の配布等支援できるよう努めてまいります。 (保健福祉部医務業務課・施設運営指導課) ○ 道では、社会福祉施設等に対し、感染拡大防止のための実践的な研修を道内 14 振興局で開催するとともに、こうした研修内容を動画で公開するなどして、福祉サービスを提供する事業所などに対しても、個々の実情に合わせた感染予防策を講じることができるよう、様々な機会を通じて指導しています。 ○ また、振興局が実施する「集団指導」において、感
--	--

④ 医療従事者に対する市民の偏見や差別をなくすため、市民に対する啓発を行うこと。また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行うこと。 ※ 道への書面による要求趣旨説明実施項目	染防止とまん延防止の重要性について指導するとともに、「実地指導」の際に、適切な措置が講じられているか等を確認し、不十分な施設等に対して、研修動画等を活用するなどしながら、より実践的な指導を行うなどして、実効性ある感染症対策となるよう、取り組んでまいります。 (保健福祉部施設運営指導課) ○ 道では、この感染症の感染拡大に際し、道民の皆様には、マスクの着用や手洗い、手指の消毒など、基本的な感染防止対策を図りながら、行動することで、十分に感染リスクを避けることができることなど、基礎的な知識や予防法について、不断に普及啓発に努めているところです。 ○ また、この感染症に係る偏見・差別等の防止や解消のため、これまで、ホームページなど様々な広報媒体の活用をはじめ、学校や市町村への啓発用ポスターの配布や記者会見時における知事メッセージの発出などを行ってきたほか、10月には、感染症に関連する偏見や差別を受けた方々に対する助言や支援を行うため、「新型コロナウイルス人権相談窓口」を設置し、きめ細やかな対応に努めているところです。 ○ 今後とも、ねばり強く、この感染症に関する正しい知識の理解促進と、道民の皆様一人一人に互いに思いやる気持ちが育まれるよう、道民の皆様に対する啓発に努めてまいります。 (保健福祉部健康安全局地域保健課・環境生活部くらし安全局道民生活課)
(2)「経営崩壊」を招かないよう、医療機関・介護事業所への緊急の助成を行うこと。 ① 現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、感染症入院患者受入病院はもとより非受入病院においても「予定入院・予定手術の延期」が行われたり、外来患者の減少などにより、全国はもとより道内医療機関の経営はきわめて厳しい状況に置かれており、今後さらに長期化することが予想されている。 今般、日本病院会、全日本病院会、日本医療法人協会の三団体が実施し、公表した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査(2020年度第1四半期)」結果からは、全国の27.2%の病院で賞与の減額、0.8%の病院で不支給という状況が明らかとなり、このままの状態が続けば、道内	○ 道内の医療機関では、医療従事者の感染や院内感染の発生などにより、医療機能の一部休止、外来・入院患者数の減少など、医療機関の収益にも影響が及んでいるものと承知しています。 ○ 道では、感染症患者を受け入れる医療機関に対し、緊急包括支援交付金を活用し、受入病床の確保や医療機器の整備、院内感染防止対策への支援などに取りくんでいるほか、独自の支援策として、診療・検査医療機関への補助も行っているところです。 ○ また、国が昨年末に示した緊急支援事業については、道内全域が対象地域となるよう申出を行い、認められておりますので、対象となる医療機関は更なる支援を受けることが可能です。 ○ これまでも、交付金の柔軟な運用や医療機関の経

の医療機関にとっても『経営状況のさらなる逼迫』、『倒産』という事態が起こりかねず、地域医療提供体制の崩壊にもつながりかねない。

については、北海道として地域医療提供体制を経済的に支えるための諸施策の実施を積極的に国へ働きかけることはもちろんのこと、北海道独自の支援策について早急に検討のうえ実施されよう強く要請する。

- ② 介護現場では、「医療崩壊」を防ぎ、利用者の命と生活を支えるため、利用人数の制限や利用調整により、事業収入が減少している。特に、特定警戒地域では、大幅な減収となる事業者が発生しており、経営を維持できる財政措置を行うこと。

- ③ 医療従事者ならびに介護職員が心身ともに充実して業務に携われるよう、手当の拡充、就寝・休憩場所の確保、精神的ケア等を行えるよう環境整備を行うこと。

営支援に向けた更なる財政措置について、機会あるごとに国に要望してきたところですが、新型コロナウイルス感染症対策の長期化も見据え、次年度以降の十分な財政措置について、国に要望していく考えです。

(保健福祉部地域保健課)

- 道では、社会福祉施設等が感染症対策を徹底しつつ、サービス提供を継続していくための「かかり増し経費」や、サービス利用を休止している利用者のサービス再開に向けて生じる費用への支援により、社会福祉施設等が行う新型コロナウイルス感染症対策に対し支援を行っているところです。また、更なる財政支援として、事業所等の運営経費についても支援対象とするよう国に要望しているところでもあります。

(保健福祉部施設運営指導課(高齢者保健福祉課))

【医療従事者】

- 道ではこれまで、「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」を活用し、医療従事者等への慰労金の支給のほか、患者対応で業務が深夜に及んだ場合など、医療従事者が帰宅困難となった際に、宿泊施設を利用する経費を支援し、身体的・精神的負担の軽減を図っているところです。
- また、今後、「エールを北の医療へ！」に寄せられた寄附金を活用し、医療従事者の勤務環境改善やメンタルヘルス対策への支援を行うこととしており、引き続き、医療従事者等が心身ともに充実して業務に携われるよう環境整備に努めてまいります。

(保健福祉部地域保健課・施設運営指導課(高齢者保健福祉課))

【介護職員】

- 道では、社会福祉施設や事業所等が感染症対策を徹底しつつ、サービス提供を継続していくための「かかり増し経費」や、サービス利用を休止している利用者に対するサービス利用再開に向けて生じる費用への支援、利用者と接する職員に対する慰労金の給付等により、社会福祉施設や事業所等が行う新型コロナウイルス感染症対策に対し支援を行っているところです。
- また、更なる財政支援として、事業所等の運営経費

	についても支援対象とするよう国に要望しているところでもあります。 ○ そのほか、職員のメンタルヘルス支援に役立つよう、「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」や「介護サービスにおける感染対策相談窓口」について、道内介護サービス事業所等に周知しているところです。 (保健福祉部地域保健課・施設運営指導課(高齢者保健福祉課))
II. 「勤労者・道民」の福祉向上に向けた要請	
1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援	
(1) 北海道におけるSDGs推進 ① 北海道におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、本来SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、貧困の削減目標を設定し、着実に取り組む。 北海道は全国と比較して、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、また、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低いなど、道内の子どもの状況は、より厳しい実態にある。 このような状況を踏まえ、教育・福祉・労働等の関係部局が、密接な連携を図り、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進する。 ② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現の	○ 本道におけるSDGs推進の基本的な指針として策定した「北海道SDGs推進ビジョン」では、「あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」を優先課題のひとつとして掲げるとともに、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて取り組むこととしております。 ○ 道としては、知事を本部長とする推進本部の下、SDGsの理念や目標を各種計画へ反映するなどして、関連する施策を着実に実施するとともに、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。 (総合政策部政策局計画推進課) ○ 道では、令和2年3月に第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもが夢と希望を持って挑戦できる地域社会の実現のため、これまで実施してきた各種実態調査の結果や第一期計画に基づく取組の推進状況を踏まえ、必要な対策を盛り込むとともに、実効性を確保するための道独自の指標や目標値を設定したところです。 ○ 計画の推進にあたっては、それぞれの家庭の事情に寄り添った相談支援を行うとともに、厳しい状況にあるひとり親家庭などの子どもの学習支援や生活支援、保護者の方々の就労支援、生活の安定に向けた経済的支援などについて、関係部局と全庁横断的に連携協力しながら、必要な施策に取り組んでまいります。 (保健福祉部子ども子育て支援課) ○ 北海道外国人相談センターへの相談件数は増加傾向にあるとともに、相談内容が帰国困難や在留資格の更新手続き、各種助成金に関する問合せなど

ために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかる。 北海道内においても外国人労働力の依存度が高まり、年間受入数 1.1 万人（2019 年 12 月末）を超えており、2019 年 8 月の開設以降、北海道外国人相談センターへの外国人技能実習生等のアクセス・相談件数が増加するとともに、相談内容は多岐にわたるものと思われるが、多文化共生社会への転換に際しては、それらの内容の統計・分析を踏まえた対策を講じる。	複雑・多様化しており、例えば、働く場を失った方に対して、給付金等の制度の紹介のみならず、今後の生活不安への悩みについてお話を伺うなど、柔軟な対応が求められるケースが多くなっています。相談者の実情に応じたきめ細かな相談対応を行うには、センターの開設以降に積み上げてきた、これまでの相談実績・ノウハウ等が必要であり、それらを活かしながら、今後も実績を積み上げ、相談対応の充実をはかってまいります。 （総合政策部国際局国際課） ○ こうした取組を通じ、昨年 3 月に道が策定した「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の形成に向けて努めてまいります。 （総合政策部国際局国際課）
(2) 北海道による協同組合支援の強化 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待が高まっており、政府はもとより北海道においても、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を一層強化する。	○ 協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。 （経済部労働政策局雇用労政課）
(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発 北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。	
(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援 道内においても道議会をはじめ 64 の自治体議会で「労働者協同組合法」の法制化に関する意見書採択がなされており、2020 年 6 月 12 日には、「労働者協同組合法案」が衆議院に提出されている。 北海道は、同法案の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協	○ なお、「協同労働の協同組合」に関しては、今後、「労働者協同組合法」が成立した際には、多様な就労機会の創出の促進とともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われるよう、法律の趣旨に則った様々な取組を進めてまいりたい。 ○ また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、

同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、率先してその育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。	今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいりたい。 (経済部労働政策局雇用労政課)
(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実 北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準(公正労働基準)を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。 特に、指定管理者制度においては「フルコスト・リカバリーの考え方をもとに一般管理費を含む間接経費全体を人たるに値する人件費(公正労働基準)に見込んだ費用積算の実施」「一定額の利益、繰越金(あるいは積立金)を認めて「精算」項目を廃止」等の改善をはかる。 ※ 道への書面による要求趣旨説明実施項目	○ 道の指定管理業務に係る費用の積算では、直接業務費及び業務管理費のほか、指定管理者が法人等を継続的に維持運営するのに必要な一般管理費(営業費を含む)及び営業利益相当分を一般管理費等として算出しております。 ○ また、指定管理業務に係る費用のうち道負担分については、負担金として支払っており、協定に特段の定めがある場合を除き、額の変更はしないとして、精算項目を設けておりません。 ○ なお、各自治体における指定管理者制度は、自治体ごとに基本的な考え方を定めるものであり、道が指導する立場にはありません。 (総務部行政局改革推進課)
2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化	
(1) 被災者・避難者への生活支援 北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や一昨年発災した「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。 ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉、感染症予防対策等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。 ② 引き続き、国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、本制度の内容について広く道民への周知を図る。さらに、同制度を補完する北海道独自の支援制度について検討を行う。	○ 振興局において、地域の実情に応じながら、地域防災計画の見直しや避難所の指定など市町村の地域防災力向上に向けた助言を行ってきているところであり、本庁としても引き続き振興局の相談体制の充実が図られるよう支援してまいります。 加えて、本庁においても、幹部職員が市町村に直接出向き、関係部局と連携の上、防災対策に関し様々な相談を受け助言を行う「地域防災ミーティング」を実施し、市町村への支援をおこなってまいります。(総務部危機対策局危機対策課) ○ 被災者生活再建支援制度については、家屋を解体しない半壊世帯まで支給の範囲を拡大することを、国に要望していたところです。なお、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すことは、引き続き、全国知事会を通して国に要望していると

③ 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営（感染症予防対策含む）のために公的な支援を行う。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化する。 ④ 近年、復興（仮設）住宅、みなし仮設住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。	ころです。 半壊世帯までの範囲拡大については、被災者生活再建支援法改正案が10月30日に閣議決定され、現在、国会で審議が行われています。 なお、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等のほか、道の住家被害見舞金の概要について、道のホームページに掲載して周知を図ることとしております。 （総務部危機対策課） ○ 道では、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体・北海道社会福祉協議会）の運営に対し、助成を行っているところです。（保健福祉部地域福祉課） ○ また、北海道災害ボランティアセンターにおいては、「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定に係る考え方」を作成・配付し、市町村における災害ボランティアセンターの設置・運営方法の検討を促進する等、災害時の災害ボランティア活動が速やかに行われる体制の整備を推進してきました。（保健福祉部地域福祉課） ○ 一方、災害ボランティアセンターの活動は、被災した家屋の修復等、主に緊急で一時的なものであり、被災地のくらし全般の復興に向けては、自治会等の地域組織の立ち直りや再生の状況、被災者の自立、あるいは復興へ向けた意欲や活動等を、市町村や関係機関等において確認することが必要と考えております。（保健福祉部地域福祉課） ○ 道としては、今後とも北海道災害ボランティアセンターに対する財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組み、災害時の円滑な災害ボランティア活動が可能となる体制整備に取り組んでまいります。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 道では、高齢者や障がいのある方など、地域の要援護者の方々の見守り体制の充実に向け、ライフライン事業者や新聞、住宅関連などの民間事業者等と「地域での見守り活動連携会議」を毎年開催し、地域における好事例などについて情報共有を図るほか、民間企業と包括連携協定を締結し、官民協働による地域の見守り支援に向けた取り組みを行っているところです。（保健福祉部地域福祉課）
---	--

	○ 今後とも、こうした場を活用するなどし、被災地における状況なども共有しながら、市町村や福祉関係者、民間事業者等とのより一層の連携のもとで、必要な方策を協議するなどして、安心して暮らすことができる地域づくりが進むよう取り組んでまいります。（保健福祉地域福祉課）
(2) 平時における防災・減災の対策 北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。 ① 災害支援のための財源を確保し、平時から行政、社協およびNPO等の民間団体が連携して非常時に備える支援体制づくりを行う。 ② 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底するとともに、浸水想定区域における安全な避難施設の整備を徹底する。	○ 地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降も防災・減災対策のための予算を確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。 （総務部危機対策局危機対策課） 【福祉分野での連携】 <社協> ○ 道では、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組んでいます。（保健福祉部地域福祉課） <民間福祉団体・社協> ○ 道では、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」の構築を進めており、災害発生時に一般避難所で、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の派遣体制整備に向け現在、協議・検討を進めています。（保健福祉部地域福祉課） ○ 道立学校においては、校舎等の耐震化、屋内運動場等における吊り天井等の落下防止対策、吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、いずれも実施率100%となっています。今後も、災害による重大な事故発生の未然防止のため、学校施設の点検及び対策について適切に対応するよう努めてまいります。（教育庁総務政策局施設課） ○ 防災拠点となる公共施設の耐震化を図るうえで、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財政支援制

③ 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、全ての市町村で作成されている避難行動要支援者の名簿の更新、および要配慮者利用施設の避難計画の策定を徹底する。さらに「避難勧告等に関するガイドライン（2019年3月29日改定）」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。	度であるが、令和2年度までの時限措置とされていることから、制度の恒久化や要件緩和などの起債制度の拡充について、全国知事会等とも連携しながら、引き続き国に対して要望してまいります。また、避難施設については浸水想定区域外への整備を促すとともに、浸水までに避難が出来ない地域については、避難ビル等の指定についても促してまいります。（総務部危機対策局危機対策課） 【避難行動要支援者名簿の更新】 ○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿の作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところです。 （保健福祉部総務課・施設運営指導課） ○ 実効性のある避難支援を行うためには、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報の更新及び関係者での共有を行い、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。（保健福祉部総務課・施設運営指導課） 【要配慮者利用施設の避難計画の策定（高齢者・障がい者施設）】 ○ 避難確保計画は、介護保険法又は障がい者総合支援法に策定義務が定められたものではありませんが、社会福祉施設等の利用者の安全確保に向け、福祉部局と防災部局とで連携し、非常災害時における避難が円滑に進むよう取り組むものであるため、令和2年3月31日付けで現況報告書の様式を改正し、介護保険施設等及び障がい福祉サービス事業所における策定状況を報告させることとしました。（保健福祉部総務課・施設運営指導課） ○ 今後、現況報告書等により、避難確保計画の作成が義務づけられているものの、未作成となっている介護保険施設等及び障がい福祉サービス事業所を把握した場合は、避難確保計画に関する指導権限を有する、市町村に情報提供することとしています。（保健福祉部総務課・施設運営指導課） ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定支援のため、今後とも、関係部局が連携して助言を行ってまいります。 また、Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手
--	--

④ 引き続き、学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図るとともに避難対策等を徹底する。 ⑤ 住民や企業に対し、千島海溝・日本海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強める。さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染防止を踏まえた避難対策や感染防止用機材・用品の備蓄等、各市町村への指導・支援を早急に進める。 ⑥ 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底する。	段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。 (総務部危機対策課) ○ 道教委では、「北海道実践的安全教育モデル構築事業」において、公開授業や保護者への引き渡し訓練の実施など、児童生徒が自然災害等について理解を深め、災害時に安全に行動できるよう、防災教育モデルを構築・普及しています。 (教育学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ また、平成 30 年度から小・中学校において、道及び防災関係機関と連携・協力し、防災に関する指導や体験活動を行う「1 日防災学校」を推進しております。 (教育学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ 今後は、各学校で、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮した防災教育を実施するとともに、各市町村教育委員会が主体となり、知事部局と連携して、全ての学年の授業で防災について学ぶ 1 日防災学校を実施するなど、学校、地域、関係機関が連携して取り組む防災教育の推進・充実に努めてまいります。 (教育学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ 道においては、地震の発生を想定して身を守る安全行動を促す「北海道シェイクアウト訓練」を、住民や企業に参加を呼びかけ全道一斉に実施しているほか、市町村防災訓練の支援、ホームページ・Facebook・広報紙・ラジオ等を活用した防災に関する情報発信を行っているところです。 また、「北海道版避難所マニュアル」について、新型コロナウイルスを含む「感染症対策」を加え令和 2 年 5 月に改正し、市町村におけるマニュアル策定を促すとともに、市町村での対応が困難な場合を想定し、災害用感染対策物資の一定規模の備蓄を行ったところです。 今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、協定等の活用や、広域的に物資を融通し合える環境を整えるなど、発災時の物資調達の実効性の確保に向け取組を進めてまいります。(総務部危機対策課) ○ 地震や台風など大規模災害が発生した後は、点検商法や義援金詐欺など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが多く発生することから、道では、ホームページにおいて、災害に便乗した悪質商法への注意喚起を行っているところで
---	--

⑦「北海道強靱化計画」および「北海道強靱化アクションプラン2020」の策定方針にもとづき計画の厳格な実行対応を求めるとともに、国土強靱化地域計画未策定の市町村に対して策定に向けた支援・指導を強化する。	す。(環境生活部道民生活課、消費者安全課) ○また、ホームページやメールマガジン等により、地域の方々のつながりを強め犯罪を予防する「安全・安心どさんこ運動」の普及啓発に努めているほか、警察と連携し、特殊詐欺や空き巣等の注意喚起を行い安全で安心な地域づくりに努めているところです。(環境生活部道民生活課、消費者安全課) ○本道の強靱化の推進に当たっては、令和2年3月に改定した「北海道強靱化計画」に基づき、具体的な推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」を毎年度策定しており、2020年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実施や大雨災害を想定したソフト対策の充実に重点的に取り組むなど、計画の着実な推進に努めているところです。 (総合政策部政策局計画推進課) ○また、道内全市町村の計画策定が進むよう、道が作成した「国土強靱化地域計画策定マニュアル」の充実を図るとともに説明会を開催するほか、未策定市町村へ個別訪問を行い、具体的な助言を行うなど、積極的な支援を行ってまいります。 (総合政策部政策局計画推進課)
3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化	
(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～ ①北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。	○国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しているところです。 道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。 ○また、道では、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々が、進路決定する際に参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載し、各種支援制度の周知に努めているところです。

② 北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」(金利年 0.7%:保証料込)の利用実績は、2017 年 10 月の制度開始から 2020 年 7 月末までの累計で 354 件・融資額 859 百万円となっている。このことから、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が推察される。 全国的には、2019 年 4 月現在で、すでに 32 府県・355 市町村において地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されているが、北海道としても、こうした全国の実態を踏まえ、利用者の返済支援はもとより、道内における新規就労支援や人口減少対策の側面からも、北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施する。 ③ 道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済、減免、免除等の救済措置を講ずる。 ④ 「北海道における教育の情報化推進指針」に基づき、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進等に向けて、その基盤づくりの一つとして通信環境と機器の整備等が進められている。 今般のような感染症等により休校が長期化	<参考> http://www.pref.hokkaido.ig.jp/ss/sky/daigaku_keizaitekisien.htm (総合政策部政局総合教育推進課) ○ 国においては、令和 2 年 4 月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しているところです。 道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。 (総合政策部政局総合教育推進課) ○ 本道の各地域において、担い手不足が深刻化する中、若者の道内への就業や定着を図ることは重要であると考えているが、札幌圏への人口集中や企業の就業環境改善を優先すべきといった意見があるなど、道における奨学金返還支援制度の導入には様々な課題があるものと考えています。 一方、国の奨学金返還支援制度が本年 6 月に新たに策定されたことから、道としては他府県や道内市町村の取組状況のほか、今後示される国の効果検証結果等も踏まえ、引き続き今後の対応について検討を進めてまいります。 (総合政策部地域創生局地域政策課) ○ 道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じて、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して無利子の奨学金の貸し付けを行っています。 (総務部学事課) ○ 奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。 (総務部学事課) ○ 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業時には、「リモート学習応急マニュアル」を作成し、子どもたちの学びの機会を保障するための臨時休業中の応急の措置として、各学校に可能な限り ICT を活用した家庭学習支援を行うよう要請するとともに、ICT 環境が十分に整っていない
--	--

し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、家庭での学習支援等により児童生徒の学習の機会均等を確保できるよう、特に各家庭における情報通信環境の差により、教育格差が生じることをないよう配慮した施策を講ずる。	い児童生徒の家庭学習を支援するため、授業動画 DVD の送付や、個別登校による学習指導の実施、さらには、民間企業等の協力による ICT 環境の確保等を示しました。 (教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課)
(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備 ① 改正生活困窮者自立支援法に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底する。 ② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するための支援員等の人員配置や道独自の人材養成等、体制整備の進捗状況を示すとともに、引き続き、必要な予算の確保に努める。 ③ 努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業については、2021 年度までの集中的な取り組み期間において、道内全ての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。 ④ 改正法により、北海道による市町村への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、北海道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。 ⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優	○ 道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。 (保健福祉部地域福祉課) ○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。(保健福祉部地域福祉課) ○ 改正法により実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業に加え、その他の任意事業についても、各市への情報提供等により事業実施を推進するとともに、市からの希望等に応じて、広域での実施について調整を行うなどの支援を行ってまいります。 (保健福祉部地域福祉課) ○ 道による市町村等への支援については、道の研修実施による人材養成のほか広域の情報交換会などネットワークづくりへの支援の取組を進めてまいります。(保健福祉部地域福祉課) ○ 道では、認定就労訓練の受け皿となる団体等が、事業に取り組みやすくなるよう、認定申請手続を簡素化するとともに、事業所が所在する市を経由しての申請もできることとしたところです。

遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。 ⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかる。 ⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断する。 ⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、各振興局・道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や課題等の現状について報告を求める。 ⑨ 子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行う。とりわけ、子どもの居場所づくりの活動として、子どもたちに無料や低額で食事を提供する「子ども食堂」の取り組みが全道的な広がりを見せているが（全道の設置	（保健福祉部地域福祉課） ○ また、各自治体に向けて、認定就労訓練事業を行う事業所の一覧を提供する等、優先発注の規定の整備を行うとともに、受注機会増大への取り組みに努めるよう周知を行ってまいります。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 上記、②にて回答 ○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまで公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 事業の実施に当たっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。 （保健福祉部地域福祉課） ○ また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度（振興局は設置済み。）であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっております。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 子どもの居場所の多くは、地域の皆様方の思いから始まった取組であり、地域の実情や期待に応じて自主的に活動することが大切と考えていることから、道では、これまで「子どもの居場所づくりの手引き」の作成や支援の呼びかけなどにより、居場所の活動を後押しする取組を進めてきたところで
--	---

数：約 170 ヶ所、札幌圏の設置数：約 60 ヶ所)、今や「子ども食堂」の役割は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。

北海道は、居場所づくりの包括的な支援対策としての「子ども食堂」の有用性と運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。

(ア) 安定した運営を確保するため、運営資金の継続的な支援を実施する。

(イ) 子ども食堂に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。

(ウ) 子ども食堂への支援は、「運営者のニーズに応える」支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。

他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。

(エ) 昨年の回答では、14 振興局で運営している子どもの貧困対策地域ネットワーク会議において、市町村や民間団体、企業等に対して活動への協力について働きかけを行うなど、設置や運営に対する支援に引き続き取り組むとの回答が示されたが、支援実績の内容と評価、および評価に基づく課題と解決策について明示する。

- ⑩ 2020 年度より実施されている「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（8050）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずる。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。

す。(保健福祉部子ども子育て支援課)

- 今年度からは、子どもの居場所の運営者や開設希望者を対象とした研修を実施するほか、設置の少ない地域や課題を抱える運営者に対するコーディネーターの派遣や電話による相談などを通じて、活動現場の様々な声を伺いながら、子どもの居場所づくりを積極的に促進してまいります。

(保健福祉部子ども子育て支援課)

- また、道では今までも各振興局に設置している子どもの貧困対策地域ネットワーク会議などを活用し、市町村や民間団体、企業に対し、支援への協力を働きかけてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、5 月に実施した緊急アンケートにおいて、特に、マスクや消毒液などといった感染防止用品の不足の声が多く寄せられたことから、ホームページを通じてこれらに対する支援を広く道民の皆様に働きかけるとともに、ほっかいどう応援団会議のメンバーである道内企業から寄贈を受けた消毒用アルコールの配付を行ったところであり、今後も、地域ネットワーク会議を通じて地元企業などからの支援に繋げるための情報発信を行うなどして、地域の中で子どもを支える輪を一層広げるための支援に引き続き取り組みます。(保健福祉部子ども子育て支援課)

- 道では平成 21 年度から北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。

(保健福祉部障がい者保健福祉課)

- 上記センターは札幌市に所在し、道内各地における面談での個別相談には限界があるため、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心

	に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談力の底上げを図っていきます。（保健福祉部障がい者保健福祉課）
(3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応 ① 2018 年 10 月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」（2018 年 1 月 19 日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、北海道としても単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、道内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう、引き続き、周知徹底を行う。 ② 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底する。生活保護制度を広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置するなど、誰もが利用しやすい制度にする。	○ 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成 30 年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 国において、保護の申請相談にあたっては、申請者の窮状にかんがみ、資産等も含め、要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他保護の決定実施などに必要な情報については、後日電話等により聴取すること等が示されたことから、道では、可能な限り保護の決定等が速やかに行われるよう、各福祉事務所に対して周知しております。 （保健福祉部地域福祉課） ○ また、生活保護については、各福祉事務所において、保護のしおりを活用の上、制度の仕組みについて十分な説明を行っております。 引き続き、保護のしおりや、自治体の HP を活用する等して、周知を図ってまいります。 （保健福祉部地域福祉課）
(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化 ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」をふまえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定に向けた支援を進めるなかで貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずる。	○ 道では、第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たり、市町村や当事者であった方々、支援団体などから構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議などにおいて外部の方々の御意見を伺い、子どもの現在及び将来が生まれ育った地域や環境に左右されることがないように、必要な対策を盛り込んだところです。 ○ また、第二期計画では、子どもの居場所づくりの推進のほか、「ひとり親家庭の親の正規職員の割合」

② 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2020年4月から順次施行されている改正児童虐待防止法、改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。 また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。	や「生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学等への進学率」について新たな数値目標を設定するとともに、市町村計画の策定に係る目標値を「全市町村」と設定したところであり、今年6月に新たに作成した「市町村子どもの貧困対策推進計画策定の手引き」を活用するなどして、市町村における計画の策定支援を進めながら、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に取り組んでまいります。 (保健福祉部子ども子育て支援課) ○ 児童虐待防止に向け、児童相談所の児童相談体制の強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が緊密な連携の下、情報共有や支援を行うことが重要と考えています。 (保健福祉部子ども子育て支援課) ○ このため、引き続き、関係法令等をふまえた児童福祉司などの専門職員の計画的な増員を進めるほか、本年度より各児相に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、市町村に直接出向くなどして、要支援児童等の把握状況や支援内容などを確認し、助言指導を行っており、市町村が設置する要対協の活性化を図るため、児相が実施する研修への参加を働きかけるなど、児相の相談体制の強化に取り組んでまいります。 (保健福祉部子ども子育て支援課)
(5) フードバンク活動の促進 ① フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。 ② 「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の施行および「食品ロス削減推進基本計画」(2020年3月31日閣議決定)を踏まえ、北海道は、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、担当部署を明確化したうえで道内で活動するフードバンク団体との連携を図るとともに、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援	○ 当該要請項目は、複数部署に関わる項目であり、引き続き調整をさせていただきます。 (経済部労働政策局雇用労政課) ○ 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を生かし、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロスの削減は、食育の推進やSDGSの達成に資する取組であることから、道では、現在、「北海道食品ロス削減推進計画」の策定を進めています。 (農政部食の安全推進局食品政策課) ○ また、この計画においては、食品ロス削減運動を行うための基本方針の一つとして、「未利用食品等を

策を拡充するための財源を確保する。 また、「食品ロス削減推進計画」等、食品ロスの削減に向けた施策の策定・実施に際してはフードバンク活動の支援策を盛り込む。	有効活用する取組の推進」を掲げ、食品関連事業者等や消費者のフードバンク活動への理解促進、活動団体との連携強化、取組の促進を盛り込む予定としています。 (農政部食の安全推進局食品政策課)
(6) 自死・多重債務対策等 ① 道内における自死者数は、平成 20 年を最多とし年々減少化傾向にあるものの、平成 30 年の人口 10 万人当たりの自死率は 17.2 と全国平均の 16.1 を上回り、都道府県別では 12 番目に高い数字となっている。こうした実態を鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者 30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。 ② 北海道では、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動について試行実施しているが、この間の相談対応による具体的成果や課題を踏まえた、より効果的な相談体制の検討状況を示すとともに、有用なものは早期に取り入れるなど相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。	○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 3 期北海道自殺対策行動計画」を平成 30 年 3 月に策定し、11 の重点事項と 49 の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。(保健福祉部障がい保健福祉課) ○ この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。(保健福祉部障がい保健福祉課) ○ 昨年度実施した「SNS を活用した相談体制の検討事業」の実施結果については、当課のホームページで公表しています。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ 昨年度は、公立高校生を対象に 7 月 22 日から 8 月 31 日まで実施し、1, 337 件の相談が寄せられ、アンケートの結果などからも一定の成果が見られたと考えております。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ 今年度は、6 月 22 日から 3 月 29 日までの毎週月曜日と、長期休業明けの 8 月 17 日から 8 月 31 日まで及び 1 月 15 日から 1 月 29 日までの毎日の計 66 日間に期間を拡充し、事業を実施しているところです。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ 本事業における相談対応の具体的な成果や課題を踏まえ、より効果的な相談体制の在り方について検討を進め、児童生徒が抱える様々な悩みを訴えやすい多様な相談体制の充実に取り組んでまいります。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

③ 引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。 ④ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。 ⑤ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資	○ 道では、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。（環境生活部消費者安全課） ○ また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。（環境生活部消費者安全課） ○ 今後とも北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。（環境生活部消費者安全課） ○ 更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。（環境生活部消費者安全課） ○ また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内にのみ店舗を有する事業者について道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。（環境生活部消費者安全課） ○ 今後、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。（環境生活部消費者安全課） ○ 国においては、現在、IR整備のための基本方針の決定に向け、ギャンブル等依存症対策の充実や、感染症対策を含む IR 施設の安全の確保に関する議論を行っているところです。（経済部観光局） ○ 道としては、IRに関する需要や、国における基本方針の検討状況など、今後の動向を注視しながら、候補地の特定に向け幅広く検討を行い、北海道らしいIRのコンセプトの構築に向け、計画的に取り組んでまいります。（経済部観光局） ○ 道では、銀行カードローンや消費者金融などからの借入れを原因とする多重債務の防止や債務整
---	---

については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。北海道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応を継続する。	理に関する相談窓口の啓発などについて、リーフレットの作成・配布、ホームページを通じた広報等を行っているほか、道立消費生活センターにおいては、多重債務に陥る注意点や解決策をわかりやすく示した啓発用パネルやDVDの適格消費者団体や市町村等への貸出等を行っております。 (環境生活部消費者安全課) ○ また、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンの期間中、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。(環境生活部消費者安全課) ○ 引き続き、北海道多重債務者対策協議会の場などを活用し、関係機関との連携を図るとともに、本件に係る消費者への啓発活動等の対策に努めて参ります。(環境生活部消費者安全課)
(7) 住宅セーフティネットの拡充 ① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅を増やすとともに、家賃低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。 ② 生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」	○ 道では、昨年12月に旭川市で、旭川市居住支援協議会と連携し、市町村職員や不動産事業者などに対して、セーフティネット住宅や家賃低廉化補助等の制度概要の説明などを行ったほか、市町村社会福祉協議会に対して、制度説明のパンフレットを送付するなど、新たな住宅セーフティネットの周知に取り組んでいます。 今後も引き続き説明会を開催するなど、「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発を図り、道民の皆様の安全・安心な居住の確保に取り組めます。 (建設部建築指導課) ○ 居住支援協議会につきましては、昨年12月に旭川市、今年1月には、札幌市で居住支援協議会が設立されましたが、今後も多くの地域においても居住支援協議会が設立されるよう、北海道居住支援協議会などを通じて働きかけてまいります。 (建設部建築指導課) ○ 居住支援法人につきましては、今年度新たに11法人を指定し、令和2年10月末時点で、合計24法人を指定しております。引き続き、説明会などにおいて、居住支援法人の周知を行い、指定を促進してまいります。(建設部建築指導課) ○ 貧困ビジネスへの規制の強化を図る社会福祉法の

(追い出し屋、脱法ハウスなど)を根絶するための規制を強化する。 ③ 身寄りのない一人暮らしの高齢者等が増えているなか、低額所得者等に割安な家賃で提供する公営住宅で、入居希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれる事例が相次いでいる。2018年3月に国土交通省が都道府県と政令指定都市に保証人確保を条件から外すよう促す通知を出していることを踏まえ、公営住宅に入居を希望する際に保証人を求めないよう関連する条例を改正し、保証人確保の規定を廃止する。	改正に伴い、北海道における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めるとともに、事業者への条例の周知、運営実態の把握・指導等、適正な運営の確保に努めています。 (保健福祉部施設運営指導課) ○ 道営住宅では、民法が改正されたことに伴い、北海道営住宅条例等の改正(令和2年(2020年)4月1日施行)を行い、連帯保証人制度を廃止しております。(建設部住宅局住宅課)
(8)「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充 ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であり、利用促進に向けた対策の継続と強化が求められる。前年の回答においては、利用率の向上につながる施策の検討、並びに関係団体との協同化の推進についての表明があったが、それらの進捗・評価(反応・効果・課題)について公表するとともに、引き続き、関係団体との連携・協同を図る中で利用促進に向けた対策を講ずる。 ② 当該融資制度は、勤労者の福祉向上を目的に経済的弱者に公平・平等に提供されるべき制度であるが、対象となる正規常用労働者は「中小企業従業員」に限定されている。中小企業に含まれない非営利法人は道内に1万先以上あり、他方で中小企業の中には大手傘下の「みなし大企業」が存在するなど、経済的弱者を勤務先の規模や種別では判別できない状況にある。昨年(2019年)の回答において、中小企業に準ずる規模の法人(NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等)に勤務する勤労者を融資対象者とするかどうかを検討する旨の表明	【利用低迷の要因分析等について】 ○ 感染症の拡大が道内経済に大きな影響を及ぼす中、道では、勤労者福祉資金の利用を促進するため、令和2年1月から道の広報媒体を活用したPR活動や取扱金融機関の訪問を実施しており、勤労者福祉資金については、相談件数が大幅に伸びているが、融資成立件数、融資金額の増加につがっていない現状にあります。 また、電話相談や金融機関との意見交換のなかで寄せられた意見として、利用を希望する勤労者で勤務歴が1年以内の方が融資の対象とならない状況について、制度の見直しを求める声もあると承知しており、信用保証機関や取扱金融機関等の声も踏まえながら、適切に対応してまいります。 (経済部労働政策局雇用労政課) 【融資対象者について】 ○ 他都府県について調査したところ、全体の6割が融資制度を設けていない、または、道と同水準の制度を設けていることがわかりました。 (経済部労働政策局雇用労政課) ○ 雇用形態に係わらない勤労者を融資対象者とする「生活福祉資金貸付」(北海道社会福祉協議会が実施)が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金需要に応えるため、特例措置として無利子・無担保・無保証の取り扱いとしたことから、その資金の利用者が大幅に増加している状況です。今回要請のありました、中小企業従業員から勤務

があったが、北海道としても、他府県の融資制度に倣い、経済的弱者の誰もが利用できるよう対象とする正規常用労働者の範囲を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。(年収要件は従来通り 150 万円～600 万円) ③ 教育資金の融資限度額および融資期間は、他の資金使途と同様に 120 万円：8 年と定められているが必要額との乖離が大きいことから制度の拡充を求める。 ※ 全国教育資金に係る自治体提携融資 平均限度額：224 万円 最高限度額：600 万円 平均融資期間：8.2 年 最長融資期間：15 年	先を制限しない「勤労者」への勤労者福祉資金の融資対象者への拡充については、類似している生活福祉資金貸付の特例措置や融資実績、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。 (経済部労働政策局雇用労政課) 【教育資金について】 ○ 電話相談や金融機関との意見交換のなかでは、教育以外の使途も含めて上限額の増加について要望は寄せられていないが、今後も顧客や事業者の声、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。 (経済部労働政策局雇用労政課)
4. 消費者政策の充実強化	
(1) 地方消費者行政の充実・強化 北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。 また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道としても自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。	○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。 (環境生活部消費者安全課) ○ また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実を要望しているところです。 今後も引き続き、国に交付金の充実などを要望していくとともに、同交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。 (環境生活部消費者安全課)
(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援 道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO法人消費者支援ネット北海道」は、現在、訴訟制度により消費者の財産的被害を回復することができる「特定適格消費者団体」を目指し認定申請の準備を進めている。 北海道は、これまでの同法人による公益的な活動の社会的意義を評価し、認定申請に向けた財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の実効性を確保する。	○ 「NPO法人消費者支援ネット北海道（以下、「ホクネット」とする）」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております。訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。 ○ 同団体では、現在、認定申請に向け準備を進めると承知しており、随時、事務局から進捗状況や課題等の報告・相談があるところです。

	○ 道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、適格消費者団体の行う活動を支援してまいります。 (環境生活部消費者安全課)
(3) 地域における消費者教育の推進 北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、民法改正による成年年齢の引き下げ(2022年4月)を見据えた若年層に対する消費者教育の充実、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エシカル消費」の啓発等、消費者育成の施策を早急に行う。	○ 消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。 今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課) ○ また、民法改正による成年年齢の引き下げ(2022年4月)を見据え、現在、授業等で活用していただけるよう、高校生向け消費者教育教材を各高校に配付しており、こうした取組に加え、若年者の関心を高めるため、若年者層が日常的に利用する SNS などのコミュニケーション手法を利用した消費者教育など、被害防止に向けた効果的な啓発のあり方を検討していきます。(環境生活部消費者安全課) ○ さらに、「エシカル消費」についても、エシカル消費に取り組む様々な団体とも連携しつつ、啓発資材の展示・配布、ホームページの作成など、様々な手法による普及・啓発を行い、消費者の社会問題や環境問題に資する積極的な行動を促進するとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課)
(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進 北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めるとともに、問題が発生した際に企業	○ 道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。(経済部労働政策局雇用労政課) ○ 令和2年6月1日から適用されている国の『事業

が採るべき対策の指針を示し周知する。 ※ 道への書面による要求趣旨説明実施項目	主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められています。（経済部労働政策局雇用労政課） ○ 全道各地において、北海道労働局と共催の「改正労働施策総合推進法」に関する説明会を開催しており、上記の指針についても説明しているほか、特に、顧客への著しい迷惑行為については、先般、経済団体や労働団体、行政機関等が参画した「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」においても、構成員の取組について、情報共有や意見交換を行ったほか、その開催状況を消費者団体にもお伝えしたところです。 （経済部労働政策局雇用労政課）
(5) 道内物価動向の継続監視 北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続する。また、前年の回答では、家庭用エネルギー自由化の進展に伴い、セット契約やそれに付随する相談が寄せられているとのことであり、そうした状況を踏まえ消費者行政の立場から、利用者が業者やメニューを選択する際の注意喚起情報（料金等の価格表示の適切性・期間縛りや解約違約金の有無等契約時の留意点等）を提供するなど具体的な施策を講じる。	○ 道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。 家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。（環境生活部消費者安全課） ○ また、家庭用エネルギーに関して、訪問販売や電話勧誘販売による契約や勧誘に係るトラブルに関する相談が寄せられている状況を踏まえ、消費者に向けては、トラブル事例や対応方法に関する情報提供を今後とも引き続き行うとともに、法令に違反する行為が疑われる事業者に対しては、調査や行政上の措置を行うなど、適切に対応してまいります。（環境生活部消費者安全課）
5. ディーセント・ワークの確立	
(1) 障がい者雇用の促進 厚生労働省北海道労働局の発表によると令和元年6月1日現在、民間企業における法定雇用率2.2%に対して実雇用率2.27%、法定雇用率達成割合50.4%の状況にある。北海道は、2020年4月に施行された改正障害者雇用	○ 障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がい者特性の理解促進などを内容とする障がい者

促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。 また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送れるよう安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率 2.5% 以上とする北海道としての数値目標の達成を図る。	雇用の一層の促進について、要請を行っております。 また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。(経済部労働政策局雇用労政課) ○ 今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。(経済部労働政策局雇用労政課) ○ 障がい者雇用率につきましては、本年に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき公表するとともに、当該計画の取組などを推進し、目標の達成に向けて、適切に対処してまいります。 各市町村、関連公的機関の雇用率は人事課では把握していません。なお、北海道労働局において公表しております。(総務部人事局人事課)
(2) 職場におけるハラスメントの防止 厚生労働省の発表によると令和元年度の精神疾患による労災請求件数が統計開始以来最多の 2,060 件で、うち自殺（未遂含む）が 202 件であったとされた。北海道においては、申請数 82 件のうち自殺（未遂含む）が 13 件、その比率は 15.8%と全国平均 9.8%から比して異常に高い比率となっており、その原因として職場における嫌がらせ、いじめ等ハラスメント関連が多くなっている。 このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、2020 年 6 月に施行された改正労働政策総合推進法におけるパワーハラスメントの防止措置の企業への義務づけを含め、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。	○ 道では、各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、北海道労働局とともに、全道各地で「改正労働政策総合推進法（パワハラ防止対策義務化）」に関する説明会を開催し、事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。 (経済部労働政策局雇用労政課)
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進 ① 北海道は、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足対策の推進を図るため「北海道働き方改革推進方策」（平成 29 年 10 月）を策定し、働き方改革に積極的に取り組む企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」（平成 31 年 3 月）を実施するなかで約 700 企業の登	○ 道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。 (経済部労働政策局雇用労政課)

録がなされている。本制度が機能的に作用し実効性が高まるよう仕事と家庭・子育ての両立、労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みをより積極的に進め、労働者の福祉の増進がはかられる対策を強化する。

② 北海道は「子育て安心プラン」において2020年度までに待機児童解消にむけ保育の受け皿を確保するとしているが、北海道発表の速報値（令和2年4月1日現在）では3年ぶりに減少に転じたものの待機児童数は134人とされている。こうした待機児童の解消に向けて保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。

③ 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職することのないよう、介護・医療・保健・福祉などの「総合相談窓口」である地域包括支援センターの周知をはかり、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働

○ 認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材の活躍の取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点で評価しております。（経済部労働政策局雇用労政課）

○ 道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、新たな優遇措置（労働者向け融資）を設けるなどしており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。

（経済部労働政策局雇用労政課）

○ 保育士の処遇改善について、国はこれまで、キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数に応じた追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところであり、令和2年度予算においては、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、改定（+1.0%）が行われたところです。

（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）

○ 道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。

（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）

○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が実施する研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。

（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）

○ 地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。

（保健福祉部高齢者保健福祉課）

き続けられるよう、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかる。	○ また、サービス提供については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で、サービス提供を行っているところです。 (保健福祉部高齢者保健福祉課) ○ 国の賃金構造基本調査では、令和元年の全産業の月額平均賃金が 33 万 8, 000 円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は 25 万 9, 300 円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところです。(保健福祉部高齢者保健福祉課) ○ 平成 24 年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年 10 月からは、勤続年数 10 年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均 8 万円相当のさらなる処遇改善を実施するとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。 (保健福祉部高齢者保健福祉課) ○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。(保健福祉部高齢者保健福祉課)								
6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正									
(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金の増額を求める。 【参 考】北海道補助金決定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>補助金等決定額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>3, 294, 000 円</td></tr> <tr> <td>令和 元 年 度</td><td>3, 129, 000 円</td></tr> <tr> <td>令和 2 年 度</td><td>2, 972, 000 円</td></tr> </tbody> </table>	年度	補助金等決定額	平成 30 年度	3, 294, 000 円	令和 元 年 度	3, 129, 000 円	令和 2 年 度	2, 972, 000 円	○ 労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきましては、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考えており、令和 3 年度予算要求に当たっても、事業費の確保に努めることとしています。(経済部労働政策局雇用労政課)
年度	補助金等決定額								
平成 30 年度	3, 294, 000 円								
令和 元 年 度	3, 129, 000 円								
令和 2 年 度	2, 972, 000 円								
(2) 中小企業勤労者の福祉格差の是正 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向け	○ 道では、単独では従業員の福利厚生事業を実施するのが困難な中小企業に勤務する勤労者を対象に								

て、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、北海道としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努める。	総合的な福祉事業を行っている「一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター」に会費を拠出し、北海道ブロックの会議に参加して情報共有をはかるなど、勤労者の福祉増進に向けて取り組んでおります。 (経済部労働政策局雇用労政課) ○ 未設置エリアの解消については、市町村の財政が逼迫していることや地域の実情などあることから、市町村から相談があった際に、適切に対応してまいりたいと考えております。 (経済部労働政策局雇用労政課)
7. 安心・信頼できる社会保障の構築	
(1) 子育て支援 ① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに地域ごとの相談対応に濃淡の無いよう相談対応者の育成を図る。 また、出産後1年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、産後ケアセンターの設置等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を強化する。 ② 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。	○ 道では、妊婦の方々を始め女性の健康に関する様々な悩みや不安に対応する「女性の健康サポートセンター」を各保健所に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士などを対象とした研修会を開催するなどして子育ての相談に応じる人材の育成に努めているところです。 (保健福祉部子ども子育て支援課) ○ 産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を開催しているところです。 また、市町村における産後のサポート体制の整備を進めるため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。 (保健福祉部子ども子育て支援課) ○ 子ども・子育て支援新制度の実施については、市町村において今年度からの5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。 (保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課) ○ また、保育・幼児教育の人材については、保育士の

	離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成するなど、保育士の業務の負担軽減による処遇改善を図っているところ。 ○ 今後も、これらの取組を進めていくとともに、引き続き必要な財源の確保や職員配置基準の充実、賃金水準の一層の改善について国へ要望してまいります。 (保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課)
(2) 安心の医療・介護体制の整備 【医療分野】 ① 引き続き、道内における総合診療医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため医師等を増員する。	【総合診療医の育成】 ○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。 ○ このため、道では、平成 28 年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトを設置するなど道内の専門研修プログラムの道内外への周知、関係学会との連携による、医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。 ○ 道としては、引き続き、医学生などに総合診療への理解を深めてもらうための取組を行うとともに、総合診療の地域住民への普及啓発を行う医療機関に対し支援するなどして、地域医療に貢献する総合診療医の育成に努めてまいります。 (保健福祉部地域医療課・医務薬務課) 【訪問看護師の育成・確保】 ○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。 ○ また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員の退院支援力の強化や、訪問看護ステーションの人材確保に取り組んでいるところです。 ○ 今年度からは、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け在宅療養生活を支える中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。

(保健福祉部地域医療課・医務薬務課)

【地域包括ケアシステムと在宅医療提供体制の整備について】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護に関わる専門職の緊密な連携が重要であることから、二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会において、合同研修や情報共有の検討などに取り組んでいるところです。
- 一方、介護保険制度において市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の充実に向け、市町村に多職種連携協議会への参加を呼びかけるなど、事業の充実に向け支援を行っているところです。
- また、平成 27 年度から、在宅医療を担う医師を育成するためのグループ制の導入や訪問看護ステーションが不足する地域での設置などに支援するとともに、今年度から、北海道在宅医療推進支援センター事業を実施し、在宅医療に係る地域支援や各種研修会を行うなど、地域の医療機関等が在宅医療に参画しやすい環境整備に取り組んでまいります。

(保健福祉部地域医療課・医務薬務課)

【働き方改革・医師確保対策】

- 道では、医療機関の勤務環境改善の取組を総合的・専門的に支援する「北海道医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関による勤務環境改善に関する相談対応などの支援を行っており、医療従事者の離職防止や定着促進を図っているところです。
- また、本年 3 月に道内全体の医師確保と地域の医師偏在是正を目指し、「北海道医師確保計画」を策定し、地域医療支援センターからの医師派遣枠の増員や医師少数区域とされる圏域に対する派遣期間の拡充などを行ったところであり、今後も、計画に掲げた施策を推進し、医育大学や医師会、市町村との連携を強めながら、医師の地域偏在解消に向けて取り組みます。

(保健福祉部地域医療課・医務薬務課)

- 道では、地域医療構想の実現に向け、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議におきまして、急性期機能の集約化や病院の再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきているところです。

(保健福祉部地域医療課)

② 地域医療構想の実現にむけた地域や関係機

- また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応

関との連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応も含めた将来あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。

【介護分野】

- ① 要介護1・2には認知症の方が多く、利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとしないようにする。
- ② 地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。
- ③ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。

においては、感染症患者に対する医療のみならず、通常時の医療との両立を図りながら、必要な病床の確保に努めてきたところですが、医療機関間の役割分担・連携体制の構築が課題であると認識しております。

こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始しており、道としましては、国における議論等を注視しつつ、感染症対策を含め、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら、地域医療構想の実現に向けて取り組んでまいります。

（保健福祉部地域医療課）

- 高齢者の利用ニーズの増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者やご家族を支えるサービスのあり方については、利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えるところであり、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、関係団体の方々とも情報の共有を図り、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。
- 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、国が定める額を上限として市町村が単価を設定をしているところですが、介護保険法施行規則の一部改正により、上限を弾力化し、国が定める額を勘案して市町村が設定できるよう見直しが行われ、令和3年4月1日から施行されることとなっております。
- 道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。
- 平成24年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善を実施するとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。

（保健福祉部高齢者保健福祉課）

④ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。また、徘徊認知症高齢者を見守る取り組みの普及に努める。 ⑤ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。 ⑥ 市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・	○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところです。 ○ また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。 ○ 認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOS ネットワーク」を道内各地で運用している状況であり、見守り機能の強化に努めてきたところです。 ○ これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第 7 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和 2 年度までに 3, 500 人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。 令和元年度には 290 人が市民後見人養成研修を修了し、累計で 3, 315 人が養成されたところです。 ○ また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援しております。 （保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課） ○ 道では、高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる地域包括支援センターの職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施等を行ってきたところであり、今後とも研修を継続して実施
---	---

育成を行うための支援を強化する。 ⑦ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。	するとともに、家族介護を行う介護者などからの相談について適切な対応ができるよう、センターの機能強化に努めてまいります。 (保健福祉部高齢者保健福祉課) ○ 高齢化の一層の進行による、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢世帯の増加などの課題に対応するため、市町村における地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすことが求められている地域包括支援センターの安定的な運営や、機能の強化が重要となっております。 ○ 道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施等を行っており、今後とも研修を継続して実施するとともに、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。 (保健福祉部高齢者保健福祉課)
8. くらしの安全・安心の確保	
(1) LP ガスの問題 総務省北海道管区行政評価局では、平成 30 年 4 月から 10 月にかけて、液化石油ガス（LP ガス）の料金の透明化及び取引の適正化をはかる観点から、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、行政機関や消費者団体の調査結果からは、依然として、価格格差が解消されていない現状、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にある。 同問題に対する前年の道からの回答では、道においても省令改正及びガイドライン制定に伴い販売事業者の立入検査表を改正のうえ、「遵守状況の確認及び必要に応じて指導を行っている」とのことであったが、数値による定量的な評価ではなく消費者にとって納得感に欠けるものと言わざるを得ない。 LP ガスは、過疎化が進行する北海道にあって、災害時も含めて必要不可欠な家庭用エネルギーであることから道に対して次の点を要望する。	○ 道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、立入検査表に基づき検査を実施しており、違反等があった事業者につきましては、指導等を行い、速やかに是正対策を講じております。

① 検査マニュアルに基づく 2018 年度・2019 年度の検査結果のデータを公表する。 ② 液石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を公表し、現状是正に向けた対策を講ずる。 ③ 対策に当たっては、北海道主催による行政・業界および消費者を含めた検討会を定期開催するなどにより、消費者の意見反映を行うこと。	また、立入検査の結果につきましては、振興局を通じ、立入検査や、事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに法令等遵守を指導しているところであります。 ○ 道といたしましては、事業者に対するこのような指導等が、法令等遵守を図る上で効果的と考えており、引き続き、しっかりと立入検査等に取り組んでまいります。 ○ なお、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。 (経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課)
(2) がん検診受診率の向上 がんは、道民の死因で最も多く、年間約 1 万 9 千人が亡くなっている。2018 年の北海道のがん死亡率（10 万人当たりの死者数）は 81.6 と、都道府県別でワースト 2 位となり、対策がなお不十分なことの表れと言える。 道が調査した「市町村別がん検診受診率（平成 30 年度）」結果からも、道内における「がん検診（2018 年）」の受診率は、胃（6.8%）・子宮（16.6%）・肺（4.5%）・乳（15.1%）・大腸（5.7%）となっているが、子宮頸がんを除き依然として全国平均値を下回っており、北海道がん対策推進計画のなかで平成 35 年度までに受診率を 50% 以上とする目標にはほど遠い状況にある。 がん対策には予防と検診の徹底が求められるが、受診率を引き上げるためには、行政の工夫と努力が不可欠であり、北海道としても予防・検診の取り組みとして、郵送や電話などで個別に受診勧奨し、未受診者に再勧奨するコール・リコールをきめ細かく実施するとともに、「北海道がん対策サポート企業等登録制度」の普及やがん検診受診率向上に向けた「がん検診無料クーポン事業」等の取り組みを引き続き強化する。	○ 道では、北海道がん対策推進計画に基づき、がんの早期発見につながるがん検診の受診を促進するため、市町村に対し、がん検診と特定健診との同時実施や休日・早朝の実施など、受診者の利便性に配慮した検診体制について助言するとともに、市町村におけるがん検診の実施状況等を取りまとめて、ホームページにおいて公表しております。 ○ また、未受診者に対し、電話やハガキ等で個別に勧奨を行うコール・リコールについては、検診の実施主体である市町村において、効果的な受診勧奨が徹底されるよう市町村担当者向けの研修を実施するとともに、職域におけるがん検診の促進のため、「北海道がん対策サポート企業等登録制度」の登録促進を行うなど、引き続き、関係団体や企業、マスコミ等とも連携を図りながら、各種イベントの開催や広告媒体の活用により、がん検診の意義や正しい知識の普及啓発に取り組み、道民の皆様方ががん検診への理解がより一層深まるよう努めてまいります。 (保健福祉部地域保健課)
(3) SS 過疎地問題 「SS 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。したがって、この問題の解決は、当該市町村（SS3	○ 道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。

カ所以下の市町村は 62／平成 31 年 3 月末) が率先して地域の将来を見据え、地域で確保する SS の将来目標を設定するなど、地域の実態を踏まえた対策を早期に実施することが第一であることから、北海道は「SS 過疎地協議会（事務局：資源エネルギー庁）と連携し、地域における燃料供給不安の解消に向け SS 過疎地対策の必要性の発信、当該地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置、地域の実情に応じた対策のコーディネートを引き続きおこなう。	○ また、国では、SS 過疎地対策として、市町村に対し、関係者による SS 維持に向けた対話・協議などを促していると承知しており、道としても、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。 （経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課）
(4)「福祉灯油制度」の拡充 当協議会が 2016 年 1 月 29 日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ、且つ、消費税の引き上げの影響による経済的困窮をとまなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等、生活環境を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。 ① 国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。 ② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。 ③ 各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう補助金の増額と合わせて、その使途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。	○ 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など、冬期間に必要となる経費への支援を行う市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を行ってきております。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 道としては、これまでも灯油価格の動向などを踏まえた措置を国に要望してきたところであり、今後とも低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置についても、必要に応じ要望してまいります。 （保健福祉部地域福祉課） ○ 市町村における福祉灯油事業の実態等については、先般、令和元年度の実施状況を取りまとめたところであり、今後とも、道内の実態把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた支援策を実施する市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した支援を行ってまいります。 （保健福祉部地域福祉課）
(5) 公営住宅高層階への灯油配達支援 公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」が、新たな問題として発生している。居住者が自力での「階上げ」	○ 道では、現在、中小企業の人手不足に対応するため、その魅力を伝える説明会や職場体験会を実施しており、石油販売事業者の方々も参加されています。

ができず、また配達業者の方も、割増料金の請求を放棄してまで謝絶するケースが増えてきている。利用者の「階上げ」費用の負担、配達業者の「階上げ」協力者の組織化（地域住民・ボランティア等）も一部に始まっているが、現状はその対応に追いつかない実情にあり、このまま放置すれば「灯油難民」の発生など深刻な社会問題となることは必定と言える。 したがって、北海道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行うとともに、援助金の支出や「階上げサポーター」の組織化等の支援策について、検討会を設置して、速やかに対応策を検討する。	今後、こうした人手不足に対応した道の取組や、就業環境の改善に向けた専門家の助言制度を事業者の方々に紹介することにより、人手不足の解消を支援してまいります。 ○ また、今後は階上給油に係る実態の把握に取り組むとともに、事業者と消費者の双方が納得する事例を掘り起こし、「北海道地域灯油意見交換会」において情報提供するなどして、集合住宅に暮らす高齢者の方々などへの安定的な灯油の供給につなげてまいります。 （経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課）
---	---